

第3回富士見市歯科口腔保健推進委員会会議録

日 時	平成25年10月9日(水) 午後1時30分～2時30分
場 所	健康増進センター
出席者	○ 委員 原田 直明委員 三木 とみ子委員 是永 國彦委員 大渡 廣信委員 富岡 明子委員 長堀 厚子委員 西 和江委員 宮 陽一委員 ○事務局 久米原健康増進センター所長 相原健康づくり支援係主査 樋口主任 村林
欠席者	荒木 悦二委員 加治 茂幸委員 広瀬 幸樹委員 二川 明子委員
傍聴者	なし

内 容
<p>1. 開 会</p> <p>2. 委員長あいさつ</p> <p>3. 議 題 (富士見市歯科口腔保健推進委員会条例第6条第2項、委員の過半数出席により委員会が成立することが報告された)</p> <p>(1) 富士見市歯科口腔保健推進条例(素案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から、条例(修正案)の訂正部分について説明あり <p><質疑></p> <p>○ 表題について</p> <p>委 員：事前資料にあった「富士見市の歯と口腔の生涯健康づくり条例」というとても良い表題だったのに、今回の「富士見市歯科口腔保健の推進に関する条例」では、ありきたりに感じる。一般市民の目にどれだけ留まるかわからないが、わかりにくく残念に感じる。</p>

事務局：委員会で議論の末、この名称が良いということになれば、この限りではない。

委員：一般市民からしても、「富士見市の歯と口腔の生涯健康づくり条例」の方が親しみやすい。

事務局：こちらの方が良いということで、委員長よろしいか。

委員長 委員：同意

事務局：修正する。

○ 目的（第1条）について

委員：表題が変わると、第1条の内容も変わるのではないか。

事務局：変更する。

委員：定義を分けて第2条としたのか。

事務局：第1条を簡略化し、読みやすくした。

委員：定義を分けることで、読みやすくなった。

委員長：表題が変わって修正する必要があるところだけ修正することによろしいか。

委員：同意

事務局：必要時修正する。

○ 定義（第2条）

委員：（1）「歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう」という文章になっているが、表題が変わったことで「歯と口腔の健康づくり」という言葉を入れる必要はないのか。

事務局：修正する必要はないと思う。文章の流れからもこれで良いと思う。

委員：（3）「保健等業務従事者等」の最後の「等」は必要か。

事務局：「保健等業務従事者」の他に機関が入るので、「等」が入っている。

委員長：第2条はこれでよろしいか

委員：良い。

○ 基本理念（第3条）

委員：冒頭が「歯科口腔保健の推進は、」となっているが、表題が変わったことで、「歯と口腔の生涯にわたる健康づくりの推進」とはならないのか。

事務局：歯科口腔保健の推進は、第2条の定義に基づき歯科疾患の予防による口腔の健康の保持のため、具体的に何をするかという基本理念を謳っている部分なので「歯と口腔の生涯にわたる健康づくりの推進」としなくても、「生涯にわたる」という部分は当然ここに入ってくると考えている。

委員：この「歯科保健の推進」の後に、第2条のように「この条例においては…」としてはどうか。

事務局：基本理念は、この条例が何をするかということであり、基本理念による規定がどういうことをするか基となる。この条例というより歯科口腔保健の推進の基本理念について謳っている。

委員長：委員それでよろしいか。

委員：大丈夫です。

委員：「幼児期から高齢期」に学齢期も含んでいるのか。

事務局：含んでいる。

○ 市の責務（第4条）

委員：最初に「市は…歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあるが、すばらしいことと思う。

○ 歯科医療業務従事者の責務（第5条）

意見なし

○ 保健等業務従事者等の責務（第6条）

意見なし

○ 市民の責務（第7条）

委員：第7条3行目の「歯科検診」の「けん」は、具体的に「〇〇けんしん」となる場合は「健診」になるのではないか。

事務局：厚生労働省では健康診断の「けんしん」は「検診」を使っている。調べたところ「健診」は、今の状態が健康であるか否かを調べるもの、「検診」は、特定の病気を早期に発見し早期に治療することを目的としたものであるとのこと。

こちらでは、厚生労働省の考えに沿っていきたい。

委員：口腔がんなど新たに疾患を見つける場合は「検診」で、定期的を実施する場合は「健診」と認識しているが。

事務局：調べさせていただき、ここで議論いただき、「健診」の方が良いということであればその限りではない。

委員長：事務局によく調べてもらい、必要時修正する。

○ 施策の基本的な事項（第8条）

委員：(5)「障害者」は現在は「害をなすというのはおかしい」ということで、「障がい者」という表記になっている。

委員：国の「歯科口腔保健の推進に関する法律」では、「障害者」の表記になっているが、平仮名表記が良いということなら、変えたほうが良い。

事務局：国の法律同様、漢字で表記させていただいた。これに基づいて計画を策定することになるが、その際はある程度自由に表現できるので「障がい者」という表記も可能。

委員：法律用語と言われると何とも言えないが、市のホームページに載ることを考えると、他市のように平仮名表記の方が無難ではないか。

事務局：平仮名表記ということで、再度考える。

委員：(5) は文章が長く読みにくいので検討できるか。

委員：「障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって」とあるが、これを「介護を必要とする障害者等」に一つにまとめた方がわかりやすいのではないか。

事務局：それは一つの表現ではあるが、これ以外の方もという意味で、「等」を使うと「等」にはどのような人が入るのかわかりにくいので、このような形になった。

委員：市民が読むことを考えて入れないといけない。

委員：「その他の者」は、どこに掛かるのか。人により解釈が違ってくるので検討が必要だと思う。

委員長：検討の可能性はある。

事務局：検討課題ということになる。趣旨としては、高齢者、障害者等を全部すくい上げることで、理解いただきたい。

○ 行動計画の策定（第9条）

委員：表題は「歯と口腔」なのに、9条では「歯及び口腔」となっている。ここも「歯と口腔」という表現にしてはどうか。

事務局：法令上の表現なので、「及び」で繋ぐのが通例になっている。

委員長：公表する際には、解説もあるので、法律上の用語というのなら、仕方ないということではよろしいか。

委員：同意

○ 財政上の措置（第10条）

意見なし

○ 委任（第11条）

委員：これは新しく入った項目だが、どういう意味か。

事務局：条例を策定後、必要な事項が出てきた場合などのために、追加した。

委員長：たくさんの意見をいただき、修正の必要な箇所については、事務局で加筆修正していただくことでよろしいか。

これをもって議事を終了する。

事務局：今回の意見を元に作成した修正案を市のその他の計画との整合性を図り調整し、政策会議を通した後、パブリックコメントにかけていく。そこに至るまでに修正した場合、再度推進委員会にかけさせていただくことが想定される。その場合、11月中旬に第4回委員会を開催させていただきたい。その後パブリックコメントにかけ、パブリックコメントに対応するために第5回委員会を開くことになるが、特に意見がなければ、第5回は必要ない。

今後の予定 第4回委員会

日程：11月11日（月）午後 会場：健康増進センター

※ 条例修正案により、開催ない場合には、連絡いたします。

副委員長：これで第3回歯科口腔保健推進委員会を終了します。ありがとうございました。